

店舗向け新型コロナウイルス感染予防対策補助金のお知らせ

新型コロナに負けない！お客様に安心してご利用いただける店舗づくりを支援します。

発行：令和2年5月
外ヶ浜町役場産業観光課

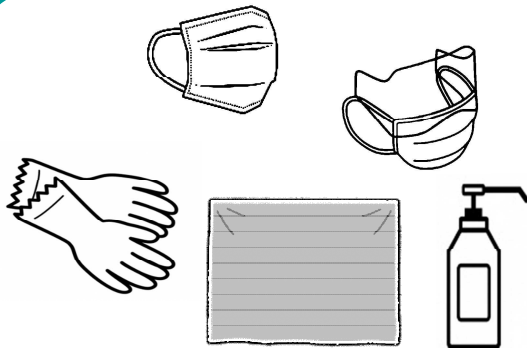
●1 補助対象事業者

小売店舗、宿泊業、飲食サービス業店舗、理美容などの生活関連サービス業店舗など、お客様の出入りが多い店舗の事業者様向けに、店舗内で使用する新型コロナウイルス感染予防対策の費用の一部を補助いたします。

注) 工場・作業場など、通常お客様の出入りがない施設は対象になりません。
また、病院や介護等の福祉施設も対象になりません。ご了承ください。

●2 補助対象品（主なもの）

■令和2年4月以降に購入したものに限りです。



店員の感染防止対策用の
マスク・フェイスガード・手袋

店舗内でのウイルス飛沫を防ぐ
ついでに・ビニールシート

店舗内へのウイルス進入を防ぐ
消毒液

その他、店舗においてウイルス感染予防に **必要なもの**
※対象例：空気清浄機、サーキュレーター、密集空間の換気扇増設等
※対象外：単なるエアコンなど、感染予防に寄与しないもの
※ご購入になる前に事前にご相談ください。

●3 申請受付期間、補助率及び補助額

- 受付期限：令和3年2月末日（予算がなくなり次第、期限前でも受付終了）
- 補助額：1事業者あたり 上限20万円

●4 申請方法

下記(1)～(4)を、町役場産業観光課商工観光担当まで郵送・持参・メール等でご提出ください。

※メール申請の場合は、関係書類をPDFや画像等で送信してください。

- (1)申請書（本チラシ裏面をご利用になるか、町公式HPからダウンロードをお願いします。）
- (2)補助対象品を購入した数量など購入内容がわかる書類（請求書写など）
- (3)補助対象品を購入した領収書の写し
- (4)補助対象品の納品写真（カラーコピー可）

※ 不正受給防止のため、申請者と請求書領収書の発行者が同一の場合は、申請できません。

●5 申請書提出先（お問合せ先）

〒030-1393

外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2 外ヶ浜町役場 産業観光課 商工観光担当

電話：0174-31-1228 FAX：0174-31-1229

メール：kankou@town.sotogahama.lg.jp

●6 ご協力をお願いします。

申請内容を確認するため、店舗訪問をさせていただく場合があります。先進的な取組みの場合は、町広報媒体等で紹介させていただきます。

